

2016年4月

お客様各位

朝日火災海上保険株式会社

地震保険における「長期優良住宅」に関する保険料割引の改定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より弊社業務につき格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、長期優良住宅の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅に係る認定制度が2016年4月に改正され、既存住宅の増築・改築に係る長期優良住宅認定基準が追加されました。この改正に伴い、地震保険における「長期優良住宅」に関する保険料割引も改定されていますので、下記のとおりお知らせいたします。内容をご確認のうえ、地震保険をご契約くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 長期優良住宅認定制度の改正について

2016年4月1日に長期優良住宅の認定制度が下表のとおり改正されました。

従来の認定対象は新築住宅のみでしたが、今回の改正により、「既存住宅の増築・改築」が追加されました。加えて、これまで新築の場合には「耐震等級2以上」が認定要件とされていましたが、既存住宅の増築・改築に求められる耐震性が「耐震等級1以上」に緩和されました。

		改正前（～2016年3月31日）	改正後（2016年4月1日～）
新築住宅	認定対象	2009年6月4日以降の新築住宅	同左（変更なし）
	耐震性の認定基準	・耐震等級2以上の基準に適合する。 ・品確法に定める免震建築物である。	
既存住宅の増築・改築	認定対象	認定対象外	2016年4月1日以降に認定申請を行った既存住宅の増築・改築（建築年月や増改築年月は問いません）
	耐震性の認定基準	—	以下のいずれかを充足する。 ・耐震等級1以上の基準に適合する。 ・品確法に定める免震建築物である。

NEW

2 長期優良住宅に関する割引の改定について

(1) 長期優良住宅に関する代表的な確認資料

- ・ 技術的審査適合証
- ・ 認定通知書
- ・ 住宅用家屋証明書
- ・ 認定長期優良住宅建築証明書 等

(2) 適用できる割引

① 確認資料から「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できる場合

適用条件	適用できる割引	割引率	
		2014年6月30日以前始期契約	2014年7月1日以前始期契約
免震建築物である	免震建築物割引	30%	50%
耐震等級3である	耐震等級割引	30%	50%
耐震等級2である		20%	30%
耐震等級1である		10%	10%

② 確認資料から「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合

工事種別	耐震等級割引率	
	改正前（～2016年3月31日）	改正後（2016年4月1日～）
新築	耐震等級2として上記①の割引率を適用する。	同左（変更なし）
増築・改築	—	耐震等級1として上記①の割引率を適用する。

NEW

以上